

倶楽部たより

2022 年1月

つるま法律倶楽部

謹
賀
新
年



絵 kenichiro さん

書 長東 美秀さん「きよくじつしょうてん」
朝日が勢いよく昇るようにきわめて勢いが強いさま

現在の日本は、人口減少が止まず、産業はバランスが狂い経済成長は停滞し続け、技術革新で後れをとり、国民の格差と貧困が広がり、教育が崩壊し、子供を育てる力が失われ、政治が信頼を失うという状況にある。

ここに襲来した新型コロナウイルス禍が丸2年に及ぶ。封じ込めは容易でなく、COVID-19 が全世界を巡っている。平時隠れていた諸々が暴露され反省を迫るきっかけともなった。

前向きに見ると、たとえばマルクス・ガブリエルは、コロナ禍前までが悪すぎた、パンデミックは人間というグローバル組織の道徳的構造を明らかにしたといい、人々の行動変容に着目する。Y. N. ハラリーもグローバルな協力関係の必要性を強調する。事業、文化その他諸活動の停止や商品価格の高騰等の困難が見えているが、こう考えてみたらどうか、新しい世界が生まれるときにパンデミックが収束するときだと。

自由で公正な来るべき世界、社会のために、いまそれぞれできることがある。力を合わせて追求の年にしよう。

弁護士 小島 高志

最近の相談から

弁護士 小島 高志

【 遺贈 】

Aさんー私には配偶者も子もいません。両親は亡くなっています。兄弟姉妹もいません。お世話になった団体に私の遺産を全部寄付したいのです。

弁護士ーその団体に全財産を遺贈する旨の遺言をすれば可能です。

借金等がありますか？包括遺贈と呼ばれるものだと、受遺者は相続人と同視され、借金があればその団体が引き継ぐこととなります（民法990条）。保証人になっている場合、その保証債務も引き継がれます。

Aさんーえっ、気付きませんでした。土地と建物だけを差し上げるとか、銀行預金だけを差し上げるとかにしたらどうなりますか。

弁護士ー特定の財産を指定して寄付するのは、特定遺贈と呼ばれ、債務は引き継がれません。

Aさんー他に見落とししていることはないでしょうか。

弁護士ー自宅は借地の上に建ってますね。この場合、借地権移転のため、地主の承諾が必要になります。承諾料は地主さんや地域によって異なりますが、東京近辺では借地権価格の10%程度です。名古屋も概ねこれに倣うようです。

Aさんー寄付したらかえって迷惑になってしまふかな。その他注意すべきことがありますか。

弁護士ー遺贈履行手続、専門家の遺言執行者、相続税等の税務、死後手続き等をあらかじめ検討して見通しを立て、遺言書を作成し、あなたの願いが実現されるようにしましょう。



【 詐欺商法にご注意 】

Oさんー副収入があればいいと思って、アフィリエイトで稼げる仲立ちをするという会社と契約して、クレジットカードで契約金〇〇万円を支払うことにしました。思い直してクーリングオフをしましたが、会社から、一旦私の預金口座から〇〇万円を引き落としした上で、4か月後に会社から返金すると連絡がきました。返金が遅すぎませんか。クレジット会社は引き落としを止めることはできないといひます。どうしたらいいでしょう。

弁護士ー調査してみたら、確かに会社は存在し、正規の許可を受けた建設業者です。でもクーリングオフをしたのに後で返金するというのは理屈が通らない。きょうは休日で電話が繋がりません。ネットで電話番号を検索してみたら、全く違う横文字の会社名が表示され、詐欺につき注意と書き込みがあります。怪しいですね。レンダー・ライアビリティ（金融業者の法的責任）の法理があります。この例で端的に言えば、詐欺的商法を行う会社にクレジット決済を利用させることは詐欺に加担することになり、クレジット会社に法的責任が生じるのです。消費者相談員にこの資料を示して動いてもらいましょう。

（数日後）

Oさんークレジット会社から引き落としはしないと返事をもらいました。

弁護士ーよかった、あなたが諦めずに頑張った結果です。

※若者たちを引き込むネットワークビジネスと称するマルチ商法、能力開発セミナーとか起業セミナー等と銘打つ怪しい商法が氾濫しています。ご注意ください。

最近の相談・読んだ本から

弁護士 石塚 徹

1 最近の相談から — 任意後見制度

最近、立て続けに任意後見の相談を受けました。一人暮らしのお年寄りが、将来に不安を抱いての相談です。「自分に万が一のことがあった場合、どうしたらいいか」との不安です。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった場合、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護サービスや施設への入所に関する契約を結ぶときなどに支援が必要です。

そのようなとき、予め信用できる人との間で任意後見契約を締結しておく、いざというとき必要な手続きができます。依頼する人は委任者、依頼を受ける人は受任者といいますが、この二人の間で公正証書で任意後見の契約書を作成します。そして、受任者は委任者に認知症などの事由が生じたとき、家庭裁判所に後見監督人の選任を申立て、後見が開始し、後見人は主に財産管理をします。しかし、場合によっては、身の回りの世話が必要になることもあり、介護サービスだけでなく、私の事務所の隣にある「一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷる」と契約して買い物などの生活支援をお願いするなどを家庭裁判所に相談したいと考えています。

いざというとき、世話をしてくれる家族などがない人は、是非、一度ご検討してください。

2 最近読んだ本から

— 「デジタル・ファシズム」

(NHK出版新書) 堤 未果 著

衝撃の内容でした。筆者は有名な国際ジャーナリスト。今、日本ですすめられようとしているデジタル化によって、「街も給与も教育も米中の支配下になるかもしれない」というのです。昨年、菅義偉首相は経済成長の目玉政策として「日本全国デジタル化計画」を打ち出しました。「デジタル庁」の創設、教育や医療をはじめ、街ごと全て5Gでつなぐ「スーパーシティ」、スマホに直接振り込まれるキャッシュレス給与に、グーグルなど

と提携したオンライン教育、などなどです。

これらのデジタル化は、米の巨大企業・G A F A (グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル) と中国のB A T H (バイドゥ、アリババ、テンセント、ファーウェイ) が国家の枠を超えて世界を席卷し、支配し、利益を吸い上げる仕組みに組み込まれる危険があります。

たとえば、多用され始めた「ズーム」という便利なオンラインツールがありますが、この会議内容やユーザー情報は中国当局に渡る可能性があります。これを使用しないようにとの警鐘・勧告が出たりしています。また、街を丸ごとデジタル化する「スーパーシティ構想」は、石油会社、保険会社、コンサルティング会社、巨大製薬企業群に、G A F A のような米系巨大テック企業群、地動くのファーウェイなどがパートナーとなり、投資家たちが熱い期待を寄せています。

世界中にキャッシュレス決済がすすむ今、日本でも徐々に浸透させようとされていますが、カード決済は買い物の中身から行動様式まで内外の企業に筒抜けとなります。

教育分野では、小中高の生徒に一人一台のタブレットを持たせるよう着々と進められていますが、はたして教育内容の理解・考える力の獲得を前進させるものかどうか不明です。教育は教師と生徒の人間関係に依拠する面があり、タブレットから得る知識だけで形成できるものではないでしょう。むしろ、タブレットを通じて生徒の思想までも掌握される可能性すらあります。

デジタル化によって便利な時代になっていきますが、そのデジタルを動かすのは一体誰なのか、と筆者は疑問を投げかけています。街や経済、教育など人間のつながりは人間の幸福をつくるものであり続けなければ意味がないと、私はこの本を読んで考えさせられました。

判決速報解説

弁護士 石塚 徹

住民の逆転勝訴判決

－沖縄高江への機動隊派遣は違法

(2021年10月7日・名古屋高裁)

本件は、愛知県警察本部長が、沖縄県公安委員会の援助要求を受けて、沖縄県東村高江における米軍のヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設工事の警備活動に愛知県警察の警察官を派遣することを専決により決定し、派遣された警察官に対する給与及び超過勤務手当の支出決定及び支出命令をしたことに関し、原因行為である県警本部長による派遣決定が違法であるため、それに続く支出決定及び支出命令も違法となるとして賠償命令をすることを求めた住民訴訟である。

名古屋高裁は、違法でないとして棄却した一審判決に対し、愛知県公安委員会事務専決規程が、警察官の派遣が「異例または重要と認められる場合」には公安委員会の承認を受けなければならないと定めており、本件派遣はこれに該当するから、県警本部長が専決により派遣を決定したことは違法であると判断した。

本件の背景には、日米同盟の強化のために2016年中になんとしてもヘリパッド移設工事を完成させようとする政府官邸の強い意志が働いていたといわれている。高裁判決は、2016年7月22日未明に機動隊員らが行ったゲート前の車両、テントの強制撤去について、法的根拠は見当たらず違法である疑いが強いと述べ、また、

7月以降、現場で行われた警察職員による検問やビデオ撮影等の行為にも「適法な範囲を超えた部分があった」等と指摘し、反対派住民の座り込みの強制排除の違法性を厳しく批判するものであった。

本件は、今後さらに最高裁で争われるが、警察法が定めた警察の政治的中立性の原則や地方分権の原則といった警察法の民主的原則を守らせるため、私たちは声を大きくあげていかなければならないでしょう。

森友訴訟－国が賠償を認め終結

(2021年12月15日・大阪地裁)

本件は、学校法人森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、改ざんを強いられた自死した財務省近畿財務局職員の赤木俊夫さん(当時54歳)の妻が、2020年3月、国に賠償を求めた事件である。

12月15日の裁判手続で国の代理人は、約1億700万円の損害賠償を求めた赤木さんの妻の請求を「認諾する」とした。認諾とは、被告が原告の請求を認めるもので、裁判所の調書に記載されると確定判決と同じ効力を持つ。これによって、本件は突然の幕切れとなった。

この裁判が続いていれば、財務省理財局長(佐川宣寿氏)や当時の理財局幹部らが証人尋問され、なぜ赤木さんが公文書を改ざんさせられたのかなどの経緯が明らかになり、当時の安倍晋三総理やその夫人の影響が暴露されるかもしれない、国(岸田政権)がそれを恐れ、回避したということでしょう。

第14回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：1月19日(水)午後1時30分～午後8時(要予約・1人30分程度)

◆場所：鶴舞総合法律事務所

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことまとめて相談できます。
＜詳細は同封のチラシをご覧ください＞



裁判員裁判を担当して

弁護士 安井 一大

昨年、裁判員裁判事件を2件担当しました。裁判員裁判とは、一定の重罪事件について、国民の中から無作為に選ばれた方の中から裁判員が選任され、裁判官と裁判員と一緒に評議して、被告人の有罪無罪、有罪の場合の刑の重さを判断する制度です。

私が担当した裁判員裁判は、いずれも罪名が強盗致傷罪で、同罪の法定刑は無期又は6年以上の懲役とされています。執行猶予（一定期間だけ刑の執行を猶予する制度。）となれば、直ちに刑務所に服役せず、社会内での更生の機会が与えられますが、刑の全部が執行猶予されるためには、判決が3年以下の懲役刑または禁固刑でなければなりません。このため、法定刑が無期又は6年以上の懲役である強盗致傷罪の被告人が、執行猶予付きの判決を言い渡されるためには、何らかの事情により3年以下の懲役刑が選択されなければなりません。

私が担当した裁判員裁判では、いずれも、執行猶予付きの判決を得ることができました。2つの事案の内容は全く異なりますが、共通して、被害者との間で示談が成立したことが、大きく影響しました。

刑事事件の被害者には、様々な方がいます。示談を申し込もうとしても、もう事件には関わりたくないという方、弁護人の話は聞くが示談には応じないという方、示談には応じるが示談金の額はもう少し対応してほしいという方等、様々なスタンスの方がいます。それぞれ大変な思いをされ、事件や被疑者被告人に対して様々な思いを抱かれ、被疑者被告人と認識している事実が異なることもあるため、示談交渉は本当に難しく、毎回、苦慮します。被害者の方に対しては、嘘偽りなく真摯な態度で臨むしかありません。

特に一方の事件では、判決中で「実刑を選択する余地はかなり大きい。」とまで指摘されていました。しかし、いずれの事件でも執行猶予付きの判決を得られたということは、被疑者段階から弁護活動に真摯に取り組み、被害者はもちろん、裁判官や裁判員によく事案を理解していただき、適切に判断していたのだと思います。



『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会&法律相談会を行っています！

昨年はコロナの影響で5回は中止しましたが、4月『日本国憲法の成り立ちを学ぼう』、6月『相続の基礎知識をおさらいしよう』、7月『遺言書の基礎知識をおさらいしよう』、10月『成年後見制度について学ぼう』、11月『相続にまつわる税金の基礎知識』、12月『裁判所ってどんなところ？』のテーマで全7回の茶話会を、感染対策をしっかりと行って行いました。

次回1月18日(火)のテーマは、『裁判員制度』です。また3月15日(火)には、裁判所見学ツアーを予定しています。詳細は事務所へお問い合わせください。



ガーデンカフェやっちゃんち（昭和三十九区八事本町31-4）では、月1回（第3火曜日午前10時～12時）茶話会&無料法律相談会を行っています。（飲み物代300円）茶話会後に個別相談もできますので、お気軽にお越しください。

家族が亡くなった後に必要な手続④

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった後にやることといえば、「葬儀」を思い浮かべる方が多いでしょう。しかし、葬儀以外にもやらなければならない手続は多々あります。

家族が亡くなった悲しみの中でもスムーズに手続ができるように死亡後に必要な手続について解説します。第4回目となる本稿は、相続人・相続財産が確定した後の手続についてのお話です。

☆相続人・相続財産が確定した後の手続

①遺産分割協議とは

有効な遺言書が存在していた場合は、原則として遺言の内容どおりに遺産を分けます。

一方、遺言書が存在しない場合は、法定相続分（法律で決められた各相続人の取り分）どおりに分けるか、あるいは相続人全員で話し合っただけで法定相続分とは異なった遺産の分け方をすることもできます。この話し合いを「遺産分割協議」といいます。

遺産分割協議は、家庭裁判所で相続放棄の申述をした者を除き、相続人全員で行う必要があります。相続人の中に未成年者がいる場合は親権者又は特別代理人が、認知症の者がいる場合は成年後見人などが相続人本人に代わって遺産分割協議に参加します。

相続人のうち1人でも参加していない者がいる場合、その遺産分割協議は無効です。

②協議がまとまったら

協議がまとまったら、その内容を記載した書面を作成します。この書面を「遺産分割協議書」といいます。誰が、何を、どのように取得するかについて漏れなく明確に特定することがポイントです。また、遺産分割協議書には相続人全員が実印で押印し、印鑑証明書を添付します。

預貯金の払戻し、不動産の名義変更など具体的な相続手続を行う場合には、この遺産分割協議書の提出が求められます。

③協議がまとまらなかったら

遺産の分け方に争いがあり、協議がまとまらない場合は、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。調停手続では、調停委員（裁判所から選任された一般の有識者）2名が、各当事者の希望を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をして話し合いを行います。

調停で話し合いをしても合意ができなかった場合は、調停は不成立となり、自動的に審判手続へ移行します。審判手続では、当事者の希望や提出された資料など様々な事情を考慮して裁判官が遺産の分け方を決めます。審判の結果は必ずしも当事者の希望に沿うとは限りませんが、強制力があるため審判の内容は必ず守らなければなりません。

調停も審判も家庭裁判所での手続ですが、調停は話し合い、審判は強制的な決定という違いがあります。



＜公開セミナー 11月26日開催＞「オリンピックとジェンダー」講師：らいた きょうこ 来田 享子さん

今回の講演では初めて Zoom 配信も行いました。
事後アンケートでも、知らなかった、目から鱗、考えなくては、といった講師に感謝する意見が多く寄せられました。また公開セミナーを企画します。

11月26日、名古屋市高齢者就業支援センターに於いて鶴舞総合法律事務所主催、一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷる共催で、“オリンピックとジェンダー”と題した公開セミナーが開催された。講師は中京大学スポーツ科学部教授、日本スポーツとジェンダー学会会長、東京五輪・パラリンピック組織委理事等ご活躍の来田享子氏で、参加者は法律倶楽部会員約 30 名の他、中日新聞等の案内を見て参加された方が約 20 名、熱意のある方が多かった。

オリンピック理念やスポーツ業界の全容について、情報が少ない（教育もされていない）なか、クーベルタンの“国境を越え、世界がともに若者を育てる国際教育運動”の構想やオリンピック憲章（オリンピズムの根本原則：憲章に定める権利および自由は、人種、・・・、宗教、政治敵意見、出身、・・・その他の理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない）の存在など、大変勉強になった。



またジェンダー平等の課題では、男性が産業で大切にされた要素（効率性、生産性、組織性、専門性）を身に着けるため、スポーツに取り組んだ一方、日本女性の場合は学校長・指導者・父親などの理解が不可欠で、好意的差別主義に陥りやすい状況にあった、東京五輪組織委前会長 森氏の女性蔑視発言についても年齢、地位、性別によって、異論を封じる環境、それを傍観、許容する風潮などあった、など、問題とその背景が理解できた。

日本の夏季オリンピックの参加者数と種目数は現在では男女ほぼ同数となっているが、そこに到達するまで約 100 年を要している。東京 2020 大会では、参加選手、種目、旗手など両性がほぼ同じ割合で存在し、基本的には IOC 方針に則った成果があったとされた。しかし森前会長の辞任後に組織委に女性を 12 名追加したことには、“数合わせ、専門家として見ていない”などのメディア批判があった。ただしメディア自体も女性幹部はわずか、制作物への影響が指摘されている。スポーツ界は、政治・経済分野で女性の社会進出が遅れていて、日本のジェンダーギャップ指数が 156 개국中 120 位ということからも、まさに日本社会の縮図ということだ。

オリンピックが抱える課題には商業主義、政治利用やメダル競争などがあり、大会の開催が困難を抱える人々を置き去りにするような事例がみられる。克服するには、オリンピックの理念を理解し、より良い社会に向けて大会を活用するための市民の力が不可欠とのことである。

初めて知ったが、2026 年に愛知・名古屋アジア競技大会が予定されているという。なんとその組織委は男性 40 名に対し女性 6 名と聞いて、今まだこの数字？と驚いた。変えていくにはやはり市民によるモニタリング、市民参画が重要とのことであった。特にジェンダー平等については、無意識の偏った見方など日常から意識を変える努力が必要と感じた。

会員 大塚 治子

日帰り古都奈良バスツアー（第2弾）

～「法隆寺」のミステリー何故 法隆寺には多くの謎が有るのか～

一昨年大人気ツアーの第2弾として、2021年11月13日(土)、コロナ感染予防のため、大型バスの定員の半分28名の参加者でのバスツアーを楽しみました。

事前学習会で予習をし、事後学習会で復習をし、大変勉強になりました。学習会の講師や当日の案内をいただいた田中 亨さん、ありがとうございました。



秋の穏やかな日のに「法隆寺のミステリーツアー」へ行ってきました

会員 久米 てる子

つるま倶楽部に所属していながら会費の遅延納入など、とても会員ですとは言えないが、会報のご案内をいただいた頃は、暑さとコロナ自粛で何もする気にならなくて、気分転換に出かけてみよう、「法隆寺バスツアーの申し込み」をすることにした。ぐずぐずしているうちに月が変わり会費納入も一緒に法律事務所に伺った。申し込み希望の話をする、「今回の企画は人気があって、すぐに人数が埋まりましたよ」とのお話。よこしまな考えでの参加希望だったからあきらめも早かった。でもやさしい岡田さんの計らいでキャンセル待ち1号に加えてもらえた。勉強会だけでも参加すれば少しは脳の刺激になるかと自分の予定には入れていた。後日、「法隆寺行けますよ～お」の思いがけない連絡を受けて、嬉しいのと何の準備もして無いので大慌て。いろいろ悩んだがやはりカメラは持って行った。当日は、出発の集合時間からつまずいた。余裕を持って家を出たつもりが背中催促の電話が鳴り、バスの前にはスタッフの顔が並んでのお出迎え。なんとも恥ずかしい思いをしながら着席すると、すぐにバスは動き出した。

事前学習があったおかげで、固まりかけていた頭が少し揺り動かされた感じだったが、予習復習もできないままあつという間に当日になった。お天気に恵まれ穏やかな日とで、現地での説明も普通は見逃してしまう街道筋や法隆寺の成り立ちの一端に触れ、良き一日だった。お昼はのんびりと静かなたたずまいのお店で おいしいお食事をいただき、帰りの車中では、ビデオを見ながら、あの仏像、この建物、と思いに浸り充実感を味わった。素晴らしい気分転換が出来た。良い機会を作っていただいた。次の日からパタパタと日常が追いかけてきた。このバス旅行は、貴重な時間だった。ありがとうございました。

会員リンク

私が詐欺にかかるなんて....

会員 渡部 寿子

私はつるま法律倶楽部会員歴20年で、訪問介護のヘルパーの仕事をしています。私はこれまで利用者様のサービス中に、何度か利用者様が、オレオレ詐欺まがいの被害を受けそうなところに遭遇する体験をしましたし、過去に家に還付金についてという詐欺の電話を撃退したこともありました。だから自分はオレオレ詐欺にはかかるとは思っていなかった。しかし、びっくりすることはあるんですね！

それはある日カード会社から振込の催促のメールが来たことからの出来事でした。振込みをしたのに数日後、入金確認できないという再メールがきたので振込の確認をしてから、指定の電話番号に電話しました。電話での話は全く想像を絶するものでした。それは私が占いサイトに入会して1年半以上経過しており、入会金、月会費、退会金、の支払いが滞っているので、合計約50万円支払えというものでした。そういわれたときは、冷静さを失いました。向こうはさらに私にたたみかけるように色々言ってきましたが、なぜか救済措置の話になり50万円振り込めば、95%もどってくる、という訳のわからないことを言い出しました。50万は誰かに借りると言うので、他人に言うので守秘義務違反になり、戻るお金も戻らない。と言うので、誰にも言わないでお金を借りるので時間が欲しいと話をしました。途中から冷静になると、なぜここまで詐欺とわからなかったのかな？と思いつつ電話を切りました。

誰かに相談したいと思い、すぐに鶴舞総合法律事務所に電話をすると、「それは詐欺ですよ」といわれホッとしました。3ヵ月後、又、同じメールがきましたが、当然無視しました。その時、自分には困ったときに相談できる、頼りになるところがあるんだと再認識しました。

★ セミナールーム 報告 ★

法律事務所と同じフロア4C室にセミナールームが開設して1年が経ちました。現在も多彩なセミナーが開催されています。特に開催当時より『健康体操』は大人気のセミナーです。椅子に座ったまま体を動かすなど、激しく無理な動きはせず皆さん毎月運動を楽しんでおられます。2022年も様々なセミナーを開催・企画中です。皆様もぜひご参加ください☆

○セミナーの詳細は同封の「ぴーぷるいきいき活動のチラシ」をご覧ください。

○席数や材料準備の関係上、電話やFAXに各々1週間前までに申込みをお願いします。

○セミナールームの貸出も可能です。(定員20名、2時間 1,500円)

憲法カフェのご案内☺

毎月第4月曜日午前10時～12時 参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士

2021年1月から始まった「憲法カフェ」に参加して

会員 水谷 暎子

第1回は「そもそも憲法って何」と根源的なテーマから始まりました。『憲法の三大原理 1. 国民主権 2. 平和主義 3. 基本的人権尊重』の憲法の根っこについて話がされました。

イギリス、アメリカ、フランスの憲法の歴史にも触れ、日本国憲法の立憲主義という最高法規性をもち、あらゆる公務員が憲法に拘束され、ありとあらゆる国家権力が憲法を守らなくてはならないと話された。しかし、憲法と日米安保条約の関係を見ると新安保条約(1960.6.23)は憲法無視の軍事同盟条約であることが話されました。日本の国民にとって最悪の不幸の根源を見ました。

憲法カフェに7回出席しました。中でも印象深かったのは、3月22日のジェンダー平等問題と、9月27日の平等権と精神的自由権の回でした。

私自身の問題意識は「あらゆる場面で男女平等が実現する社会は実現するのか」というものでした。先生は、「来るべき新しい社会の新しい人間、不純なものがなくなった社会が実現した時に真の男女平等になるのであろう」というものでした。未来の歴史にロマンを求める。しかし、現社会は不純なものだらけだ。

精神的自由権のところでは「沈黙の自由」というのも私にとっては新しい発見でした。喋りたくない人に無理強いしてはいけないなど。しかし、これはちょっと違うかも。

来年は、「統治機構」で1月24日からスタート。休まないで参加したい。

下町アロマ教室

毎月第3水曜日の午前10時より「下町アロマ教室」を担当しています。

昨年10月～12月には精油(アロマオイル)を使ってスキンケア、入浴剤、リップバームを作りました。

精油の作用と香り確かめつつ楽しくおしゃべりしながら進めています。

新年1月は、「働き者の手に癒しを♡～セルフハンドマッサージ～」

2月は、「花粉症、ウイルス対策に！クリーム、スプレー作り♪」を予定しています。

どちらもこの季節にとっても役立ちます。興味のある方、気軽にお声がけください。ご参加をお待ちしています！

アロマコーディネーター
小川けいこ

～地域の居場所：

つなぐハウスからのお知らせ～

毎週月曜日『シニア向け夕食お弁当』を300円でご提供しています。

フードロスや企業個人のご寄付でいただいた食材を使い、ボランティアさんでお弁当を作っています。

夕方4時～6時にお渡しができます。

月2回、隔週でご利用可能です。

配達も要相談になります。

ご希望の方はご連絡ください。

《つなぐ子ども未来》

090-3953-2561 安藤まで

名古屋市昭和区長戸町5-46

HP：<https://tsunagu-kodomo-mirai.org/>

※同封のチラシをご覧ください

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日(午前10時～12時),第4土曜日(午後1時～3時)

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約(受付時間 平日午前9時～午後6時)を

お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	---------

★労働条件切り下げ、リストラ・解雇、差別、生活苦、虐待(DVD)、相続、離婚、コロナうつ、債務返済困難、廃業、倒産、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じています。お困りのことがありましたらお気軽にご相談下さい。

再企画!! 春のバス旅行、参加者募集中!

2022年5月28日(土)～30日(月) 2泊3日

『夢の室堂(雪の大回廊)と憧れの黒部トロッコ列車』

※詳しくは、同封のチラシをご覧ください



低山歩こう会

今年こそは開催したいです。バスの人数削減など、コロナ対応を色々と考えています。例年通りの年3回(4月・9月・11月)を予定していますが、詳細は未定です。決まり次第お知らせいたします。

◇倶楽部世話人会のお知らせ◇

1月11日(火)に開催します

— 訃報 —

株式会社未来のひろば社長の岩井裕さんが9月にお亡くなりになりました。生前は鶴舞総合法律事務所、支え合うぴーぷる、の取り組みの先頭に立って尽力され、私たちの大きな支えでした。謹んでお悔やみ申し上げます。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度(2021.6～2022.5)年会費が未納入の方には郵便局振込用紙を同封させていただきます。ご確認をお願いいたします。尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いいたします。

— 編集後記 —

閉塞感のある日常が続いてますが、身体を動かして元気でいよう、未来の社会にできることをしようという気持ちで過ごせることが土台となって、明日が来るのだと思います。來田享子先生(本7頁参照)からいただいたメールに書かれていたお言葉です。本表紙にも、いま、それぞれできることがある、力をあわせて追求の年にしよう、と。

「憲法改悪を許さない全国署名」返信用封筒を同封します。新年先ずはこの署名を、皆の力で大きく広げていけるよう、元気に頑張りたいです。 O.Y

鶴舞綜合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220/FAX (052) 852-1227

新年の業務は
1月6日(木曜日)
からです。

